

# スペイン内戦期イギリス外交の諸課題 — 不干涉政策とイーデンの戦略構想を中心に —

Various Issues of British Diplomacy During the Spanish Civil War  
— Centered on Non-intervention Policy and Anthony Eden's Strategic Vision —

鈴木 豊彦

Toyohiko SUZUKI

## はじめに

1936年当時、スペイン内戦はヨーロッパ国際関係に多大な影響をおよぼした<sup>1)</sup>。それはイギリス政府にとっても、直面する重要な外交課題の一つと見なされていた。イギリスの地中海権益にとって、見過ごすことのできない問題をはらんでいたからである。

当時のイギリス連邦においては、本国から地中海を通りスエズを経て紅海、インド洋に至るルートが、インド、オセアニア、東南アジア、東アジアに広がる連邦内各領域および各種利権と本国を結びつける主要幹線路の役割を果たしていた。そのため、このルートの要衝にあたるジブラルタル、モロッコおよび隣接するスペインに、武力を伴う政変もしくは領土主権上の変更が生じる場合には、同ルートの安全保障上の観点から、極めて深刻な事態と受けとめられたのである。

スペイン内戦は、36年から38年にかけて、イギリス政府の地中海地域での重要案件である対イタリア政策との関連で特に大きな意味をもっていた。その背景には、スペイン内戦をめぐる、イギリスとイタリアの間で、双方の地中海地域における権益や安全保障上の対

立が次第に先鋭化する状況があった。危機感が現実のものとなった時に、イギリス政府は如何なる対応をとったのか、本稿において以下の手法を用いて解明を試みる。第一に、イギリス外交を考える前提として、スペイン内戦初期の経緯とイギリス、フランス両国政府の対応について、ついでロンドンに設置された不干涉委員会の活動内容とイギリス政府の果たした役割について検証する。第二に、イギリス外交の実質的指導者<sup>2)</sup>であるイーデン(Anthony Eden)が、スペイン内戦をどのように評価し、政策の策定および実行を図ったのかについて検討する。

スペイン内戦期のヨーロッパ国際関係に関する研究は、わが国ではスペイン内戦史研究、フランス政治外交史研究を中心に行われた経緯がある。フランス外交史研究者としては、平瀬徹也を嚆矢として、渡辺和行、品川徹等がブルム(Leon Blum)政権の不干涉政策の決定過程に焦点を当てた研究を行っている<sup>3)</sup>。特に渡辺は、「不干涉と宥和」の観点から、スペイン内戦とフランス社会について、国内政治も視野に入れた包括的な研究を行っている<sup>4)</sup>。第二次世界大戦前史研究を先駆的に体系化した斎藤孝は、スペイン内戦を1930年

代ヨーロッパ国際関係史の中に位置づけて再評価している<sup>5)</sup>。またイギリス政治外交史研究者の佐々木雄太が、30年代イギリス外交史研究における地中海政策との関連で、スペイン内戦問題に言及している<sup>6)</sup>。さらに若松隆は、スペイン内戦の国内背景に焦点を当てた、スペイン第二共和政史研究の成果を著している<sup>7)</sup>。

以上の先行研究を踏まえて、本稿ではスペイン内戦期のイギリス外交について、不干渉政策の決定過程におけるイギリス政府の影響およびイーデン外相の対スペイン政策構想を明らかにする中で、地中海政策全般および対イタリア政策とも関連づけて再検証を試みる。

現代世界と30年代国際関係が、現象面において類似性を持つとの言説は、既に多くの識者が指摘していることである。第二次世界大戦前ヨーロッパと21世紀の国際政治との単純な比較は、慎まなければならぬが、当時世界帝国イギリスが不安定な国際環境の中で対抗勢力とどう対峙したのかを分析することで、現代世界を考える際のアナログ的な示唆を得ることが可能であるとの問題意識を持っている。したがって、本稿において30年代イギリス外交の政策決定過程を解明する試みは、一定の有効性を持つものと確信できるのである。

### スペイン内戦初期の国際関係

スペインでは、31年4月に起きた革命によりブルボン王家が倒され、民主的憲法をもつ共和国が成立した。しかしながら、依然として国内においては、前近代的な体質が残存していた。そのために、政府の社会改革案等をめぐり左右両派を中心に、政治的対立が年毎に激しさを増して社会不安を増幅していた<sup>8)</sup>。

34年になると保守政権による反動が強ま

り、10月闘争<sup>9)</sup>の敗北後は、危機感を共有する左翼・中道勢力の連帯が進み、36年1月に人民戦線が結成された<sup>10)</sup>。そして2月に実施された総選挙は、左右両派の対決となった。選挙結果は、得票総数以上に両派間の議席差が拡大して、人民戦線側が圧勝したのである。今日でも、選挙の得票総数は明確ではない。さらにその議席数についても、左右両派の色分け、そして中間派の配分などの問題により、研究者間でもさまざまに見解が分かれている。多数意見として確定していることは、人民戦線側の勝利の正当性であり、当時の選挙制度のしくみにより、現実の得票総数の差以上に議席差が拡大した事実である。しかしながら、人民戦線派の勝利が議席差数ほどに圧倒的ではなかった点にも明らかなように、必ずしも新政権が国民諸階層の強い支持を受けたものとは言えなかった。

事実、保守層からの反動が起こり、当時のスペイン国内の政治状況は極めて不安定なものであった。さらに人民戦線内部にも政策構想等をめぐり、深刻な分裂や対立が存在しており、結果的には同戦線を支える政治的基盤を弱めることになった。人民戦線政府が漸次弱体化しつつある中で、右翼・保守勢力側は反政府クーデターを準備していた。彼らは、著しく保守的体質をもつ軍部（特に陸軍上層部）と結託して、社会的不安感を煽り、その結果導きだされた政治的混乱の中で挙兵したのである。

36年7月17日に、スペイン領モロッコにおいて、右派将校団の率いる現地駐留部隊が共和国政府に対して反乱を起こした。同時にそれに呼応して、陸軍を主力とする国軍がスペイン各地において一斉蜂起をしたのである。共和国政府から反乱を疑われ、左遷されていたフランコ将軍（Francisco Franco）は、カナリア諸島を脱出してモロッコの反乱軍に合流

して指揮権を掌握した<sup>11)</sup>。スペイン本国内における国軍の反乱は、まもなくその大部分が鎮圧されたが、主力部隊であるモロッコ軍は逆に勢いを増したのである。こうして、スペイン共和国政府軍（構成員の大多数は市民義勇兵、海軍、空軍の一部兵員が参加）対フランコ指揮下のナショナリスト軍という、内戦の基本的な対立関係が成立した。

このスペインの政治的混迷は、正統政府たる人民戦線政権が、国民全体のナショナル・コンセンサスを十分に掌握することができなかった点に最大の原因がある。すなわち、社会の中核たる富裕階層は人民戦線政権を敵対視していて、政府の支持母体たる社会的中間層は、政権内部の確執に飽きて同政権から離反するようになる。人民戦線政府を支援、補完すべき政治的基盤が、充分にその機能を果たすことができなかつたのである。スペイン内戦の勃発は、確かにスペインの内在的要因に基づくものであったといえる。しかしながら、スペイン内戦の政治的動向や内戦から派生した諸問題の中に、1930年代という時代性が明確に反映されていた。そのために、スペイン内戦は単に一国内戦にとどまることなく、広くヨーロッパ全体の問題として諸国民に受けとめられたのである<sup>12)</sup>。

次に、内戦勃発に際してのヨーロッパ諸大国、とりわけフランス、イギリス両国政府の対応について検証する。

### 〈スペイン内戦へのフランスの対応〉

地理的、歴史的にスペインと最も関係が深かったフランスは、共和国政府との関係において重要な役割を果たすことになる。内戦が始まると、スペインの首相ヒラル（Jose Giral）は、フランス首相ブルムに対して、「兄弟のよしみをもって」軍需品等を援助してくれるように要請を行った<sup>13)</sup>。当時のヨーロッ

パ諸国間において、ともに人民戦線政権をもつ両国が緊密な関係にあることは、暗黙の了解事項であった。したがって、フランスから共和国政府に対して、何らかの援助が与えられるものと一般的には考えられていた。事実フランス政府首脳も、当初は共和国政府側への援助を決定したのである<sup>14)</sup>。

36年7月23日から24日にかけて、ロンドンにおいて、同年3月のナチス・ドイツによるラインラント進駐への対応を協議するために、イギリス、フランス、ベルギー三国首脳会談が開催された。同会議の非公式の席上で、イギリス代表イーデンはフランスのブルム首相に対して、共和国政府側への援助を慎重に行うようにとの勧告を行っている<sup>15)</sup>。さらに一部の新聞が、フランス政府によるスペインへの武器援助に関する報道を、センセーショナルに展開するにおよんで、フランス国内世論はその是非をめぐり騒然となった。それを受けて、フランス政府内において、急進社会党系の閣僚達を中心に、スペイン共和国政府側への武器援助について、修正を迫る強硬な意見が提起されたのである<sup>16)</sup>。その結果、国内外の圧力や政権内の政治的バランスに配慮したフランス政府首脳は、自国外務省に命じ、スペインに利害関係をもつ諸国間の不干渉協定原案の取りまとめを急がせたのである。

8月1日、フランス政府はスペイン内戦に関する不干渉協定案を国内外に発表した<sup>17)</sup>。この提案は、その後ポルトガルを除く関係諸国によって原則的同意を得た。以上の経緯を踏まえて、フランス政府は9日を期限に、それ以降、共和国政府に対する軍需物資等の援助を一切停止するという公式発表を行った。そして8月6日には、イギリス政府がフランスの提案を支持し、協定の調印に際してフランス政府が主導権をとることを了解したのである<sup>18)</sup>。この時点で不干渉協定は、正式にフ

ランス政府とイギリス政府との共同提案としての性格をもつに至ったといえる。8月15日にはフランス、イギリス両国政府間に、以下の内容の合意が成立した<sup>19)</sup>。

- ①スペインへの武器輸出を禁止する。
- ②イタリア、ドイツ、ポルトガル、ソヴィエト連邦をこれに同意させ、スペイン向け軍需物資の禁輸措置を実施させる。

そして同日、イギリス政府はスペイン向け軍需物資の全面的禁輸について、公式に発表したのである。

内戦勃発から約1ヶ月を経て、フランス政府の対スペイン政策は明らかに動揺していた。それは、当初、スペイン共和国政府に援助を約束しておきながら、8月9日をもって、援助打ち切りを表明した点にも端的に表れている。その政策決定が行われた背景に、フランスの国内問題が関わっていたことは確かである<sup>20)</sup>。けれども、共和国政府支持から不干涉政策の堅持へと転換したフランス政府の外交を考える際に、同国の不干涉政策の具体案作成に果たした、イギリス政府の影響力を見逃すことはできない。

### 〈スペイン内戦へのイギリスの対応〉

内戦が始まった初期の段階において、イギリス政府は不干涉、中立の立場を明確にしていた。そのことは、36年3月7日のナチス・ドイツによるラインラント非武装地帯への進駐、5月9日のファシスト・イタリアによるアビシニア（エチオピア）併合宣言、それに続く7月の国際連盟による対イタリア経済制裁の撤廃決議<sup>21)</sup>と、この年に入ってから、急激にヨーロッパ国際関係が変動し不安定化する政治状況の中で選択されたものであった。

当時イギリス政府部内において、スペイン問題に介入しないとす政府原則が、各人の認識程度に差はあっても、ほぼ全閣僚による

コンセンサスを得ていたことは確かである。ボールドウィン首相（Stanley Baldwin）、チェンバレン蔵相（Neville Chamberlain）、サイモン内相（John Simon）、そしてホーア海相（Samuel Hare）らの主要閣僚たちはもとより、イーデン外相、ヴァンシタート事務次官（Robert Vansittart）を中心とする外務省全体としての意向もまた、スペインに対する不干涉、中立政策の堅持について、同様の一致をみていた。

一方で、政府の姿勢とは別に、内戦問題への対応をめぐり、イギリス国内において世論を分かちほどの激しい論議が呼び起こされていたことも事実であった<sup>22)</sup>。そうした世論の動向を簡単にまとめると以下ようになる<sup>23)</sup>。まず政界においては、当初は労働党をも含めて、ほぼ一致して政府の不干涉政策を支持していた。財界は表面的には中立的な姿勢を示していたが、彼らの心情的な支持はフランコ軍側により強く与えられていたことは明白であった。また国民の世論形成に最も影響力が強かった言論界は、各々のイデオロギーの立場に基づいて活発な議論が展開されていたが、全体的に見て、そこには共和国政府に対する根強い同情が存在していた。そして学生等に代表される知識階級は、当初から内戦を「デモクラシー対ファシズムの闘争の場」と思想的に位置づけて、彼らの本来的な左翼支持志向ともあいまって、圧倒的多数は共和国政府を強く支持していた<sup>24)</sup>。このように多様な世論が存在したにもかかわらず、厳正に不干涉、中立の立場をとる政府の対外政策は堅持されたのである。

36年9月頃までには、イギリス、フランス両国政府の提唱により、不干涉協定が関係諸国間で締結され、その主旨の実効性を徹底するために、不干涉委員会の設置が決定されたのであった<sup>25)</sup>。こうしてスペイン内戦は一国

内問題に留まることなく、ヨーロッパ全体の国際問題とされるに至ったのである。いわば内戦問題は新たな局面を迎えたといえる。

そこで次に、具体的に不干渉の活動を検証し、委員会を取り巻く国際環境の中でイギリス政府がいかなる責任を果たしたのかをについて考える。

### 不干渉委員会とイギリス政府

36年9月9日にロンドンで開会され、39年4月20日に審議終了、解散（38年7月以降は実質的審議は打ち切り）した不干渉委員会に関する今日の評価は、必ずしも高いものではない。委員会の目的については、議長のイギリス代表プリマス卿（Earl of Plymouth）が開会に際して述べたように、「委員会の任務は加盟国が協定を尊重しているかどうかを査定する点にある」と規定されていた<sup>26)</sup>。さらに協定侵害に対する提訴を検討する際に、「委員会は政治的な討論を避けるために万全を期さなくてはならない」と、その権限は限定されていた<sup>27)</sup>。この性格づけの中に、イギリス、フランス両国政府が委員会に期待した目的が集約されている。すなわち、同委員会の機能を協定違反に関する査定に限定することにより、審議過程において現出するさまざまな政治的対立の局外に、委員会を位置づけようとする狙いがあった。

イギリス、フランス両国代表に前述のような発言をさせた背景には、委員会の主要構成国の中に、公然と内戦当時者を後援して介入を続けている国々（イタリア、ドイツ、ソ連邦、ポルトガル）が存在する事実があった。同委員会は、双方の内戦当事者に加担する国々が不干渉政策の実施程度について査定するという、矛盾する要素を開始の時点から内包していたのである。当初から、不干渉委員

会が持つこの基本的矛盾が、査察機能を希薄なものにするのではないかと危惧されていた。9月14日に開かれた総会において、査察審議における専門機関として小委員会の設置が決定され、実質的な審議が開始された。ところが開始早々、ソ連邦代表マisky（Ivan Maisky）がイタリア代表グランディ（Dino Grandi）に対して、イタリアの協定違反を非難した。このことにより、委員会は、俄然政治色の濃い非難応酬の場変わった<sup>28)</sup>。このように、イギリス、フランス両国の思惑は、すでに最初の段階において挫折せざるを得なかったのである。

他方この時期には、委員会の査察機能を高めるための具体的方策として、スペイン国内に流入する軍需物資について、スペイン国境および海上において査察する不干渉査察計画案が、イギリス、フランス両国を中心に考慮された<sup>29)</sup>。その結果、10月24日小委員会でイギリス代表は、委員会から国際監視員をスペイン国内の各港に派遣して、国外から流入する物資の阻止を図る提案を行った<sup>30)</sup>。イギリス案は、あいつぐ審議の紛糾の末に幾度かの修正を経て、翌37年3月8日の総会において、全会一致で可決された<sup>31)</sup>。

この査察計画には、さまざまな矛盾点が存在していた。最大のものは、内戦に公然と介入していたイタリア、ドイツ両国が、各々の海上査察区域を担当したことである。とりわけイタリアは、地中海における重要な戦略拠点であるミノルカ島をその責任区域に含むことによって、内戦への軍事的介入をエスカレートさせることが可能となったのである。かりに幾つかの欠陥を持ちながらも、3月8日の査察計画案が額面通りに実施されていたならば、この段階で内戦の性格は、スペインの国内問題に限定化されたかもしれない。その意味で、内戦の査察計画の厳格な適用こそ

が最大の成果であることは疑いがなく、この時が委員会の正念場であったと考えられる<sup>32)</sup>。

現実には、イタリア正規軍の派兵問題などをめぐり、再びイタリア、ソ連邦両国代表間の対立が表面化して、委員会の審議は頓挫した。その結果、査察計画の実施も大幅に遅れて、計画の完全実施は5月以降にずれ込んだ。ところが査察が実施され、軌道に乗りかけた5月から6月にかけて、共和国政府空軍機によるイタリアとドイツ両国海軍艦艇への攻撃事件が発生した<sup>33)</sup>。このため、いったんは海上査察に復帰した両国も、6月15日の「ライプニッツ号事件」を契機に、海上査察制度からの正式離脱を表明したのであった<sup>34)</sup>。この時点において、委員会における査察プログラム、とりわけ海上査察の継続は、事実上不可能な状態となった。

行き詰まった現状の打開を図り、オランダ代表が事態を收拾するよう議長国イギリスに働きかけた<sup>35)</sup>。その結果7月14日に、イギリス政府により、「不干涉査察のための修正案」が委員会に提出された<sup>36)</sup>。イギリス案は査察計画全般にわたる見直しを提示しており、その意味で修正案というよりは、むしろ新査察計画案と呼ぶべき性格を持つものであった。特に前計画(3月8日案)と比べて最大の変化は、従来の各国分担による海上査察制度を止めて、内戦当事者双方の勢力下にある各港に国際監視員を配置して代替とする点にあった。さらに重要な点としては、双方に派遣されていた国際義勇軍のスペインからの撤退状況に重大な進展が認められた場合に、当事者双方に交戦国権利が付与されることが明記されていた。

こうした変化は、直接的には委員会へのドイツ、イタリア両国の圧力行使が功を奏したことを示すものである。しかしながら本質的には、イギリス、フランス両国側(とりわけ

イギリス政府)が、不干涉、中立政策を厳正かつ実効的に適用することから後退したことを意味するものである。ここに、イギリス政府の対スペイン政策における変化を見いだすことができる。

10月16日には、この修正査察計画案を審議するための小委員会が再開された<sup>37)</sup>。この審議にかけるイギリス政府の意欲は、並々ならぬものがあつた。イギリス政府代表として、自ら委員会に出席したイーデンの主導性により、11月4日には修正査察計画が総会で承認されるに至った<sup>38)</sup>。ところが同案の細部にわたる技術的な問題の審議に入ると、内戦当事者双方に付与する交戦国権利問題をめぐり、イギリス、フランス側とドイツ、イタリア側の思惑が異なり、審議の続行が困難な状態になった。そして38年2月3日の小委員会において、11月4日の修正査察計画を、「実施するための実務的審議としては最後の会議」が開かれた<sup>39)</sup>。これ以後、同委員会の実質的審議は行われず、現実には機能は停止したといえる。不干涉委員会の分裂は、この時点で決定的となったのである。

不干涉委員会のこうした失敗を、最終的にイタリア、ドイツ両国およびソ連政府の責任に負わせることはたやすい。何よりも、長引く審議が委員会の雰囲気、無力感やマンネリズムが蔓延するものにし、さらに参加国の度重なる協定違反が、委員会の実効性を疑わせるものになったことも確かである。

こうした状況の中で、実質的に委員会を主宰したイギリス政府の責任は重大であった。内戦の勃発以来、同政府は、一貫して不干涉、中立政策を主張し、やがてその政策はヨーロッパ諸国間の一般原則となった。そして、原則を具現化した専門機関が不干涉委員会であった。したがって、この時点における同委員会の機能不全は、不干涉政策を実質的に推

進したイギリス政府の失敗および後退を示すものであった。

偶然ではあるが、不干渉委員会が事実上その活動に終止符を打った時と、これまで同国の不干渉政策を外交的に推進してきたイーデン外相が辞任した時期とは、ほぼ一致する。その後チェンバレン内閣は、内戦問題への対応に関して、明確に転換を図ることになる。すなわち不干渉、中立政策からフランコ政権是認、早期講和推進への方向転換である。この事実は、不干渉政策の推進者イーデンの外交政策上の影響力について、改めて認識させるものである。37年頃からイーデンは、スペイン内戦問題を地中海における自国権益の保障との関連で、深刻に捉えていた。

### 不干渉政策とイーデンの対スペイン構想

スペイン内戦に臨み、イーデンは一貫して不干渉・中立政策の推進を、一般原則として表明していた。ただし彼の政策自体については、37年夏頃を境に変質したと思われる。その端的な例として、37年7月の修正査察計画案の提示に際して、イーデンがその作成上の実質的責任者となった点があげられる。この時点で彼は、不干渉政策が有効性を失いつつあるという認識を強めていたのである。その結果、不干渉という原則の維持をはかりつつも、現実的対応を優先して、内戦に介入している諸国との妥協が図られたものと考えられる。

内戦初期の段階において、イーデンは不干渉・中立政策の熱心な推進者となっていた。本来の彼自身の見解は、当初から共和国政府側に対して同情的なものではなかったが、不干渉・中立政策の立場は堅持されていた。彼が同政策を支持した背景として、以下の要素を考察することができる。

①スペインの領土や政体それ自体は、伝統的にイギリス政府がコミットすべき地域とは考えられていなかったこと<sup>40)</sup>。

②たとえスペインにファシズム諸国の支援を受けたナショナリスト新政権が誕生したとしても、そのこと自体が直ちにヨーロッパの勢力バランスを崩すことはないとする認識があったこと<sup>41)</sup>。

③内戦に介入することは、ヨーロッパでの全体戦争へと発展する可能性を含む危険の中に、自国を引きずり込むことになるかもしれないと憂慮されたこと。

特にこの中では、③の要素が重要視されていたと思われる。イギリスが死活的権益を有する地域（ネーデルランド・ベルギーなどのローランド地域）から遠隔のスペインに、戦争の危険を賭してまで介入する必然性はないと考えたのである。この認識は、イギリス政府部内のマジョリティを占める見解でもあった。すなわち不干渉・中立政策は、イーデンのオリジナルではなく、あくまでも政府の多数意見を代弁していたのである。

むしろイーデンの政策構想の特徴は、全体戦争へと拡大する恐れがある要因を内戦から除去しようとする試みのなかにあった。具体的には、ドイツ、イタリア、ソヴィエト連邦を不干渉・中立政策のなかに取り込み、それら諸国の介入に妥協の姿勢を示すことは、あくまでも暫定的かつ次善の策であると考えられた。そのことは、36年10月29日に下院で行ったイーデンの演説の中に、よく表れている。彼は内戦初期の段階において、不干渉・中立政策が内戦の拡大に対して一定の抑止力になったとして、「それは一つの方策、明らかに一つの方策であり、われわれはそれによって戦争への危機を限定的なものにしたいと望んでいる。それは一種の間に合わせの防火幕のようなものである」と述べていた<sup>42)</sup>。たと

え間に合わせであったとしても、ヨーロッパ全体への戦火の波及を防ぐ機能を果たしているうちは、不干渉・中立政策が合理性をもつものと判断されたのである。

しかしながら、不干渉・中立政策を有効に機能させようとするには、政策の具体化とイギリス政府の強い主導性こそが不可欠であった。ところが当時のイギリス政府は、ヨーロッパにおける良き調停者となり得ても、強力な指導者ではなかった。毅然とした姿勢をとり続けられるだけの条件、すなわち軍事と経済両面における準備そして国民の精神的な気構えの点でも、十分ではなかったのである<sup>43)</sup>。イギリスの強力な主導性の欠如こそが、外交的一般原則としての不干渉政策を、裏づけを欠く強制力の弱いものにして、イタリアとドイツ両国の露骨な介入を招く要因となった点は否めない。

36年の秋にかけて、イタリア、ドイツ両国の強い支援を背景に、フランコ軍は中立諸国に対して示威的な態度をとっていた。11月17日に、彼らは共和国政府側の港を対象に海上封鎖の断行を宣言した<sup>44)</sup>。この動きに対して、イギリス政府は機敏に反応し、外交姿勢を硬化させた。

イーデンは、11月23日の下院における演説のなかで、以下の発言を行った<sup>45)</sup>。「政府の政策は、スペイン戦争においてどちら側をも支持しないことであり、その戦闘に関してはどちら側にも援助を与えないことである。……政府としては、スペインでの闘いで海上交戦権をこれまでどちら側にも与えてこなかったし、現状においてそうした権利を付与する意志もまったくもちあわせてはいない。その結果として、わが国の海軍艦艇が必要と判断した場合には……公海上で自国の商船を保護することになるであろう。それと同様にまた、自国の船舶がいずれかの外国の港

からスペインの港へ軍需物質を輸送することも、政府の意図するところではない。……政府としては、早急にスペインへの武器輸出を非合法化するための法案を提出するつもりである」と述べた。イーデンに代表される強硬意見が閣内の大勢を占めた結果、イギリス政府は公海上での自国船舶の保護および武器輸出に関する法的規制を決定したのである。同様に37年4月に、再びフランコ軍側が北部スペイン（ビルバオ等）の共和国政府側の諸港を封鎖すると宣言した時にも、同政府は公海上における自国商船保護を再確認した<sup>46)</sup>。

この時に、イーデンがフランコ軍側の海上封鎖に対して強硬な姿勢で臨んだ背景には、海上封鎖によって自国権益への直接的侵害が生じ得る可能性が強く存在していた事情がある。さらに彼が推進していた不干渉政策を、より徹底しようとする意図も含まれていた<sup>47)</sup>。なにより本質的要因として、イタリア政府に対する牽制の意味がこめられていたのである。イーデンは、スペインにおいてフランコ軍側に安易な妥協をしないことが、その背後にあるイタリアに対して、示威効果を上げると考えたのである。地中海地域の自国権益と密接な場所で起こり、地中海において脅威となりつつあったイタリアが間接的に関与しているとすれば、絶対に譲れない問題とされたのである。彼にとって、内戦自体の帰趨に関しては、より中立的立場が堅持できたはずである。しかしながら、いったん自国権益への脅威になると判断された段階において、断固とした姿勢が必要であると認識されたのである。

スペイン内戦は、同国の国内問題に止まっている間は、イギリス政府の直接的利害の対象とはならなかった。37年夏頃に内戦が地中海におけるイタリアの勢力拡張活動と結びついたと認識された時点で、イーデンにとり重大な関心事となったのである。この時点が、

彼が推進してきた不干渉政策の内容が、変質したターニングポイントであると考えられる。

イーデンは、地中海地域におけるイタリアの膨張活動から自国権益を守るために、スペイン内戦問題では不干渉政策の中に、地中海問題では、37年1月締結のイギリス・イタリア地中海紳士協定<sup>48)</sup>の原則の中に、自国に対するイタリアからの脅威を封じ込めようと試みたのである。ドイツ、イタリア両国の海上査察制度からの離脱により、最早機能していなかった3月8日の査察計画の代案として、11月修正査察案を積極的に作成した意図は、再び両国（特にイタリア政府）を不干渉・中立政策の枠内に取り込もうとするものであった。そのために、ためらっていた交戦国権利の付与さえも、条件付きではあるが、共和国政府とフランコ軍双方に対して認めようとしたのである。そして修正案を不干渉委員会で成立させるために、強い主導権を発揮したのである。この時イーデンを駆りたてた最大の原動力は、地中海におけるイタリアからの脅威が現実のものになっているという状況認識である。加えて、当時チェンバレン首相（37年5月就任）が推進していたイギリス・イタリア地中海協定交渉の存在が大きく関わっていた<sup>49)</sup>。イーデンは対イタリア交渉を優位に進める上からも、スペイン問題において、イタリア政府に対する何らかの実績を作っておく必要性を痛感していた。いわば、スペイン内戦問題は、対イタリア交渉上の切り札として考慮されていたのである<sup>50)</sup>。

その意味において、37年7月以降、スペイン内戦問題は、イーデンの対イタリア戦略（当面は地中海でのイタリアの勢力拡張阻止が目的）における従属要因、いわば一つの駒に過ぎなくなっていた。当時、彼がスペイン内戦問題をどう考えていたかを知るために、以下の言葉を引用する<sup>51)</sup>。

「スペイン内戦が始まった時、私はどちら側に対しても政治的な同情を抱いてはいなかった。……けれども内戦が進展するにつれて、私は反乱軍側が勝利をおさめるのではないかと心配するようになっていた。それというのも、彼ら反乱軍を支援しているいくつかの外国勢力が、平和に対する脅威となりつつあったからである。」こう述べるイーデンにとって、内戦それ自体は個人的な同情<sup>52)</sup>の対象となっても、自国の対外政策上の死活的な課題にはなり得なかったのである。この点こそが、スペイン内戦問題におけるイーデンの戦略構想の限界を示すものである。

## むすびに

むすびとして、以下二点について考察する。

第一は、スペイン内戦初期において、イギリス、フランス両国が不干渉・中立政策を策定し実施する過程で、どちらが主導性を発揮して政策を実施したのかという問題である。

内戦勃発当時、イギリス政府が自国の不干渉政策の実効性をより確実にするために、フランス政府に対して、政策上の同一歩調をとるようにとある種の外交的な圧力をかけたと言われる見解が、従来から研究史上の争点とされてきた<sup>53)</sup>。スペイン内戦初期の両国政府の対応を考える時に、イギリス政府の方が外交的主導性を行使して、当初共和国政府側に同情的であったフランス政府を不干渉政策へと駆りたて、不干渉協定交渉のイニシアティブをとらせて、内戦関係諸国を同協定の枠組みのなかに取り込ませようとしたという推測が成り立つからである<sup>54)</sup>。

現在の研究成果では、ほぼこの説は否定されているが、イギリス政府首脳がフランス政府首脳に、繰り返し、懸念や慎重なる対応を非公式に伝えていたことは事実である。公式

の会談の記録には記載されていないが、非公式の場で、度々個人的見解として、フランス首相や外相に伝えられていたのである<sup>55)</sup>。今後、新たな決定的な証拠となる公式文書が見つからない限り、関係者の個人的証言や当時の状況証拠に基づけば、不干渉政策案の実質的作成はフランス政府が行ったが、その過程でイギリス政府首脳から有形無形の圧力があつたと考えることが合理的である<sup>56)</sup>。イーデンは回顧録等の中で、フランス政府への圧力については一切ふれていないが、このこと自体が当時の両国の外交関係上、いかにも不自然なことと考えられるのである<sup>57)</sup>。

第二に、イギリスの不干渉政策の推進者であるイーデン外相は、スペイン内戦を外交戦略的にどう捉えていたのか。さらに、対イタリア外交（英伊協定交渉）についての評価および対地中海戦略をめぐり、対立したチェンバレン首相との関係について検討する。

イーデン外相の外交政策全般に関する主導性および閣内での優位性については、ボールドウィン内閣時（35年12月～37年5月）とチェンバレン内閣時（37年5月～38年2月）を分けて考える必要がある。すなわち、前者がよりイーデンの主導性が強く、後者はチェンバレンとの二元外交の結果、首相の方が外交政策決定上の優位性を持ったと考えられるからである。

スペイン内戦への不干渉政策の決定および実施についても、ボールドウィン内閣期は、イーデンが実質的に主導したと考えてよい。37年3月8日の不干渉査察案の作成および実施期間に符合する。さらに、同時期の地中海地域における対イタリア政策上の一成果として、スペインを含む西部地中海地域の両国間の現状維持を目的とした、「イギリス・イタリア地中海紳士協定」締結問題でも、イーデンが主導したのである。同時期のイーデン外

交の基本原則は、スペインおよび地中海地域全般についての現状維持政策であつたといえる。それは、イギリス政府が追求した現実の政策を評価する限りにおいては、ボールドウィンとも共通する「消極的な宥和主義者」の対外政策に他ならなかった<sup>58)</sup>。ところが、チェンバレン内閣時のイーデンは、特に対イタリア政策をめぐり、首相との間で次第に意見の対立が顕在化し、対外政策決定上の意見の分裂を招くことになる。これは、チェンバレンが、外交政策全般にわたり、首相の関与、政策決定の優先権発動を強めたことに関連している。両者の対立は、外交上の手法や個人的感情の対立を超えた、外交政策観の基本的な対立であつたと考えられる。

内戦に対する政府の不干渉・中立政策の堅持という基本認識において、当初、チェンバレンとイーデンの間に見解の相違点は顕在化していなかった<sup>59)</sup>。ところが37年7月以降、スペイン問題と対イタリア地中海権益問題とを関連づけて検討した時に、内戦への対応をめぐり、両者間に明確な相違点が生じたのである。すなわち、チェンバレンが対イタリア協定交渉上の必要から、スペイン問題で妥協しようしたのに対して、イーデンは自国の地中海権益保障上の観点から、内戦の帰結に強い関心を抱いて、スペインからのイタリア軍の明確な撤兵を、対イタリア協定交渉上の前提条件とするよう望んだのである<sup>60)</sup>。

こうした対立の激化が、38年2月のイーデン外相の辞任にまで発展することになる。チェンバレンは、ドイツのヨーロッパでの膨張政策を阻止するためには、ドイツ・イタリア枢軸関係に楔を打つことが必要と考え、イタリアとの協定締結による関係改善を対ドイツ政策の切り札にしようとした。イギリス外交の当面の指針をめぐって、首相とイーデンの間に基本的な対立があつたと考えるのが妥

当である<sup>61)</sup>。

本稿の目的は、スペイン内戦期イギリス外交について、不干渉政策の決定過程におけるイギリス政府の影響およびイーデン外相の対スペイン政策構想を明らかにすることにあつたが、これまでの検証でその目的の一端は達せられた。今後に残された研究課題、不干渉委員会の活動実態やイーデンの地中海権益構想の内容分析、チェンバレンの外交構想との関係などについては、30年代イギリス外交研究の別稿において述べる。

## 註

- 1) スペイン内戦史研究は、広範に行われ学術的成果の蓄積も多い。  
Hugh Thomas, *The Spanish Civil War*, third ed. (London, 1977).  
Jill Edward, *The British Government and the Spanish Civil War* (London, 1979).  
David Carlton, *Anthony Eden: A Biography*, (London, 1981).  
Paul Preston, *The Coming of The Spanish Civil War* (London, 1983).  
Antony Beevor, *The Battle for Spain* (London, 2006).  
人民戦線内閣に関する史料としては、J. J. L. ソペーニャ編著『スペイン人民戦線史料』(法政大学出版局, 1980年), が内容的に充実している。
- 2) ボールドウィンは、歴代首相の中でも外交問題に関与しなかったとされる。したがって、同内閣におけるイーデンの外相としての地位および責任は、相当に重要であった。  
The Earl of Avon, *The Eden Memoirs: Facing The Dictators* (London, 1962), pp.445-446.  
John W. WheelerBennett, *Munich: Prologue to Tragedy* (London, 1963), p.264.  
David Carlton, *Anthony Eden: A Biography* (London, 1981), pp.71-72.
- 3) 平瀬徹也「ブルム内閣とスペイン内乱」(山本桂一編『フランス第三共和政の研究』, 有信堂, 1966年所収), 同「不干渉政策の成立について」(東京女子大『史論』第24集, 1972年), 同『フランス人民戦線』(近藤出版社, 1977年)。渡辺和行「不干渉政策の決定過程」(香川法学第3巻1・2号, 1983年), 同「不干渉とフランス世論1936」(香川法学第4巻1・2号, 1984年), 同『フランス人とスペイン内戦』(ミネルヴァ書房, 2003年)。品川徹「レオン・ブルムと「不干渉政策」の決定」(東京都立大学『法学会雑誌』第25巻1号, 1984年), 同「ブルム内閣と不干渉政策」(スペイン史学会編『スペイン内戦と国際政治』, 彩流社, 1990年所収)。
- 4) 渡辺, 『フランス人とスペイン内戦』, 67～102頁参照。
- 5) 齊藤孝『第二次世界大戦前史研究』(東大出版会, 1965年), 131～164頁参照。同『戦間期国際政治史』(岩波書店, 1978年), 221～240頁参照。同編『スペイン内戦の研究』(中央公論社, 1979年), 229～251頁参照。
- 6) 30年代イギリス外交史研究の集大成的であり、内容が質量ともに充実している。  
佐々木雄太『三〇年代イギリス外交戦略』(名古屋大学出版会, 1987年)。
- 7) 若松隆『内戦への道—スペイン第二共和国政治史研究』(未来社, 1986年), 同『スペイン現代史』(岩波書店, 1992年)。
- 8) Hugh Thomas, *op.cit.*, pp.125-185.  
齊藤孝編『スペイン内戦の研究』29～46頁参照。
- 9) 33年の総選挙で、右翼政党CEDA(スペイン独立右翼連合)が第一党になったが、大統領命令で入閣が阻止された。34年10月に、中道内閣に再度CEDAが入閣を求め、受け入れられると、マドリードやアストゥリアスなどで左翼勢力が武装蜂起した。  
Thomas, *op.cit.*, pp.134-144.  
Preston, *op.cit.*, pp.124-130.  
若松隆「アストゥリアス革命史序説」(斎藤編, 前掲書所収)。
- 10) 同戦線は、共和主義左派、社会党、共産党を中心に成立した。同協定の性格は、選挙対策上の妥協的な性格が強く、必ずしも社会主義的であるとは言いきれない面もある。ソペーニャ編, 前掲書, 45～52頁, 齊藤編, 前掲書, 巻末資料, 275～286頁参照。
- 11) 右派将校団の中心人物で、反共和国政府勢力の有力指導者フランコは、36年3月に共和国政府首脳により、軍中央からカナリア諸島守備軍

- 司令官に左遷された。彼は、繰り返し共和国政府に対して、軍事クーデター蜂起の警告を発していた。
- Thomas, op.cit., pp.156-157.
- 12) ジョルは、内戦が人々にイデオロギー戦争の到来を示唆し、ヨーロッパにおける知的、芸術的生活の政治化を促したとする。内戦は、知識人や芸術家にとり、自己の政治的立場を明確にすることを求める踏絵になったと述べている。
- Thomas, op.cit., p.946.
- J. ジョル, 池田清訳『ヨーロッパ百年史』Ⅱ(みすず書房, 1976年), 158頁参照。同様の要旨は、斉藤, 前掲書, 26~27頁参照。
- 13) Thomas, op.cit., p.337.
- 平瀬徹也「フランス人民戦線をめぐる諸問題」(山本桂一編『フランス第三共和政の研究』, 有信堂, 1966年) 229頁。
- 14) Thomas, op.cit., p.338.
- 平瀬, 前掲論文, 230頁。
- 15) ただし、イーデン自身はこの事実を否定している。
- Thomas, op.cit., p.344. Avon, op.cit., p.406.
- 16) Thomas, op.cit., p.351.
- 17) Documents on British Foreign Policy, 1919 – 1939, Sec.Series, (以下, DBFPと略記) Vol, XVII, No.44, pp.47-48.
- 18) Ibid., No.72, pp.77-78.
- 19) Ibid., No.94, pp.100-102.; No.96, p.104.
- 20) フランス人民戦線内閣は、国内政情が不安定でもあり、スペイン左翼勢力に対する抑制的配慮が働いたとされる。
- M.D.Gallagher, “Leon Blum and the Spanish Civil War”, *Journal of Contemporary History*, Vol.6, No.4.
- P.ルヌーバン, 鹿島守之助訳『第二次世界大戦の原因』(鹿島研究所出版会, 1972年), 110~111頁参照。
- 21) チェンバレン蔵相は、6月10日に連盟の対伊経済制裁を「真夏の夜の狂気」と決めつけ、政治的な効果を疑問視する発言をしていた。政府首脳の多数意見でもあった。
- Avon, op.cit., pp.384-385.
- Keith Feiling, *The Life of Neville Chamberlain* (London, 1970), P.296.
- 22) 政府の対応および当時ジャーナリズムを分析したものに、以下の著作がある。
- Jill Edwards, *The British Government and the Spanish Civil War, 1936-1939* (London, 1979): K.W. Watkins, *Britain Divided: The Effect of the Spanish Civil War on British Public Opinion* (London, 1963)
- 23) 世論の動向については、以下を参照。
- Thomas, op.cit., pp.347-348.
- A.J.P. Taylor, *English History, 1914-1945*, (Oxford, 1979), pp.394-397.
- 24) 当時の知的青年層に、内戦が衝撃を与えたかについては、以下を参照。
- Peter Stansky and William Abrahams, *Journey to the Frontier: Two Roads to The Spanish Civil War* (Chicago, 1983).
- 小野協一『スペイン内戦をめぐって』(研究社, 1980年), J. ガラッシュ編, 小野協一訳『武器を理解せよ 傷を理解せよ』(未来社, 1983年)。
- 25) イタリアから出された不干渉協定の提案を、イギリス、フランス両国が検討し、不干渉委員会という査察機関に具体化したのである。
- DBFP, Vol, XVII, No.103, pp.109-111.; No.104, pp.111-112.; No.128, pp.160-162.
- 横田喜三郎「スペインの内乱と不干渉協定」(*『国際法外交雑誌』* 35巻8号, 1936年)。
- 26) I・マイルスキー, 木村晃三訳, 『三十年代』(みすず書房, 1967年), 254頁参照。
- 27) マイルスキー, 前掲書, 246頁。フランス代表コルバン (Charles Corbin) の発言。
- 28) 小委員に対する批判として、イギリス、フランス両国が審議の密室化を図ったとする見解がある。
- Gabriel Gorodetsky ed., *Maisky Diaries: Red Ambassador to the Court of St James's 1932-1943* (London, 2015), p.72.
- 石田憲『地中海新ローマ帝国への道』(東京大学出版会, 1994年), 121~122頁参照。尚、グランディは小委員会での活躍により、本国政府首脳の規定方針であった駐英大使解任を免れ、38年に英伊復活祭協定交渉を担う。
- 29) この案の発端は、ソヴィエト連邦側から、スペイン、ポルトガル国境を監視するための調査団の派遣が要請されたことに始まる
- DBFP, Vol, XVII, No.270, p.369.
- 30) Ibid., No.308, pp.438-439.; No.328, pp.465-467.
- 31) この査察案によれば、イギリスほか五ヶ国からなる中央委員会をロンドンに設置して、全体

- の査察運営に関する指導を行うこと、イギリス、フランス、イタリア、ドイツの四国の分担で海上巡視が実行されると決定していた。  
Thomas, op.cit., pp.580-581.
- 32) Maisky Diaries, op.cit., pp.76-77.
- 33) ドイツ語版 (ドイツ)、バレッタ号 (イタリア) とともに、自国の査察区域外において被弾した。  
Thomas, op.cit., pp.683-686.
- 34) BFP, Vol. XVIII, No.644, p.931.; No.645, p.932.; No.647, pp.933-934.; No.650, p.935.
- 35) マイスキー、前掲書、320頁参照。
- 36) DBFP, Vol. XIX, No.38, pp.61-63.
- 37) Thomas, op.cit., p.745.
- 38) DBFP, Vol. XIX, No.227, pp.451-453.; No.292, p.469, notel.
- 39) マイスキー、前掲書、329頁参照。
- 40) 彼は自国にとり死活的な地域として、オランダ、ベルギーなどのローランド地方をその対象として認識していた。  
Anthony Eden, Foreign Affairs (New York, 1977), p.109.
- 41) フランス政府首脳も共通した認識であった。彼は、直接にデルボス (Yvons Delvos) 外相から、その主旨を聞かされていた。  
Avon, op.cit., p.474.
- 42) Ibid., p.412.
- 43) 当時国内では根強い平和志向が存在していた。ボールドウィン内閣も、平和主義をスローガンに、前年の総選挙で大勝した。平和志向の象徴が、35年の平和投票結果である。  
Wheeler-Bennett, Munich, pp.248-249.  
Taylor, English History, pp.379-380.; pp.382-384.
- 44) DBFP Vol.XVII, No.382, p.559.
- 45) Avon, op.cit., pp.414-415.
- 46) DBFP, Vol.XVIII, No.382, pp.586-587.; No.393, p.606.; No.411, pp.636-637.; No.417, pp.642-644.
- 47) イーデンによれば、閣内においてホーア海相等が主張していた、当事者双方に交戦国権利を賦与せよとする議論に承服せず、不干渉中立の立場を堅持しようとしたとされる。  
Avon, op.cit., p.413.
- 48) 1937年1月2日調印された、同協定の内容については以下を参照。協定本文と、36年12月31日作成の「西部地中海の現状維持に関する両国間の交換公文」をあわせて、「イギリス・イタリア地中海紳士協定」は構成されていた。  
DBFP, Vol.XVII, No.530, pp.745-755.
- 49) 38年4月16日に締結され、39年4月に批准された「イギリス・イタリア協定 (復活祭協定)」の内容については、以下を参照のこと。  
DBFP, vol. XIX, No.660, pp.1083-84.: No.662, pp.1084-1124.
- 50) 38年1月30日付の外務省宛の覚書のなかで、対イタリア交渉における見返りとして、スペインからのイタリア義勇軍の撤退問題を取り上げるべきであると主張していた。  
Avon, op.cit., p.570.
- 51) Ibid., p.441.
- 52) 彼は、一般的な意味で、独裁政権に対する嫌悪の念を抱いており、他の閣僚に比べて共和国政府側に同情的であった。  
Thomas, op.cit., p.345.
- 53) イーデンが帰国前のブルムを訪ね、「どうか慎重に」と伝えたと、戦後にブルム自身が議会調査委員会で言及した。またブルム以上にデルボス外相が対スペイン援助に慎重になったとされる。  
A.J.P.Taylor, The Origins of The Second World War (New York, 1983), p.122. David Carlton, "Eden, Blum and the Origins of Non-Intervention." Journal of Contemporary History, Vol.6, No.4, p.48.  
平瀬、『フランス人民戦線』140頁、渡辺、『フランス人とスペイン内戦』、92~93頁参照。
- 54) イギリス側の直接当事者であったイーデンは、これを否定している。  
Avon, op.cit., pp.401-403.
- 55) Glyn Stone, "Britain, France and the Spanish Problem 1936-39" in Dick Richardson ed., Decisions and Diplomacy (London, 1995), pp.132-145.  
Jill Edward, op.cit., pp.401-403.
- 56) Taylor, op.cit., pp.121-122.
- 57) Avon, op.cit., pp.15-30.
- 58) ボールドウィン首相は、国王ヘンリー八世の退位問題に関心が集中しており、スペイン内戦への外交的対応は、イーデン外相が主に担当していた。  
Avon, op.cit., p.410.  
Antony Beevor, op.cit., p.138.
- 59) 内戦勃発時、チェンバレン蔵相は、軍事予算

突出を阻止するためヨーロッパ大陸へのコミットは避けるべきであるとする観点から、イーデンの不干渉政策を強く支持した。首相就任後も、その意志に変更はなかった。37年6月25日の下院演説においても、不干渉政策堅持の立場を力説している。

Royal Institute of International Affairs, Documents on International Affairs, 1937 (London, 1939), pp.30-32.

- 60) 英仏両国とドイツ間の調停者としてイタリアが浮上する契機となったと評価する。  
Avon, op.cit., p.570. DBFP, Vol. XIX, No.308 note3, p.61.

Victor Rothwell, Anthony Eden: A Political biography (Manchester, 1992), pp.44-45.

石田憲, 前掲書, 201~220頁参照。

- 61) チェンバレンとイーデンの対立は、対イタリア交渉の開始時期をめぐり、地中海地域における自国権益保持のための戦略上の対立であった。さらには、ファシズム勢力との和解あるいは交渉による平和の可能性に関する評価に関わる対立でもあった。イタリアとの交渉を積極的に推進する首相とそれに懐疑的なイーデンの明確な閣内不一致であった。佐々木, 前掲書, 191頁参照。